

## ■他団体の事業年度評価要領の記載事項 比較表 【病院法人関係】

評価委 名称	岐阜県地方独立行政法人 評価委員会	地方独立行政法人山梨県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人長野県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人静岡県立病院機構 評価委員会	秋田県地方独立行政法人 評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会 (高齢者医療・研究分科会)	大阪府地方独立行政法人 評価委員会
標題	岐阜県病院関係地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領(案)	地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準(案)	年度評価実施要領(案)	地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領	地方独立行政法人秋田県立病院機構の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法	地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について
要領の 趣旨	1 趣旨 この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成22年9月3日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定)に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。)の実施に関し必要な事項を定める。	地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る業務の基本的な考え方(平成22年7月28日山梨県地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定)に基づき、以下に示す評価方法により実施する。	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「機構」という。)に係る各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)は、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、この要領の定めるところにより実施する。	地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「機構」という。)に係る各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条の規定及び秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針(平成17年7月13日秋田県地方独立行政法人評価委員会決定(以下「評価基本方針」という。))に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構(以下「法人」という。)における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績評価(以下「事業年度評価」という。)は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成19年3月23日東京都地方独立行政法人評価委員会決定)に基づき、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。	1. 趣旨 ○地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「法人」という。)にかかる各年度の業務実績の評価(年度評価)は、「大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」(平成17年2月26日決定)を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。
年度評 価の基 本方針	2 事業年度評価の基本方針 (1) 事業年度評価は、主として中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況(進捗状況)を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営の改善・充実が適切に進められるよう留意する。 (2) 事業年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織及び業務全般の見直しや中期目標期間の評価の基礎となることに留意する。 (3) 事業年度評価を行うに当たっては、法人の取組を社会に積極的にアピールするとともに、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。 ア 県民に提供する医療の充実・向上、法人運営の効率化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。 イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人の業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。 ウ 法人の更なる発展のため、必要に応じ、法人の自主的な中期計画の見直しの検討に資するものとする。 エ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は支障が生じるおそれがある場合には、その理由(外的要因を含む。)についても明らかになるようなものとする。 オ その他法人を取り巻く諸事情  「基本的な考え方」の「1 評価の基本方針」に定めのある事項について、重複して定めることはしない。	1. 評価の趣旨 この評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。	1 年度評価の基本 年度評価は次に掲げる事項を基本として行うものとする。 (1) 年度評価は、各事業年度における機構の業務の実績に基づき中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、当該業務の実績の全体について総合的な評価を行うこと。 (2) 中期計画の実施状況を的確に把握するため、機構理事等からの意見聴取を行うこと。 (3) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価を行うこと。	1 趣旨 評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とし、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書(以下「業務実績報告書」という。)を基にして、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条に基づく年度評価を行う。  2 評価の着眼点 年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。 (1) 機構(県立病院)に対する県民の信頼を高めること (2) 機構職員のモチベーションを高めること (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること	1 評価の趣旨 各事業年度において、中期計画に定められた各項目における業務の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。	1 評価の基本方針 (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。 (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。 (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。 (4) 都民への説明責任を果たす。	2. 評価の基本方針 ○評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。 ○府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。 ○評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。
年度評 価の実 施方法	3 事業年度評価の実施方法 事業年度評価は、各事業年度における中期計画の各項目の実施状況を調査・分析(項目別評価)するとともに、その結果等を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について総合的な評定(全体評価)を行う。	2. 評価の方法 年度評価は、法人の業務実績を5段階で評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて記述式で評価する「全体評価」を行う。	2 実施方法		2 評価の実施 法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。	2 評価の方法 事業年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。	3. 評価の方法 ○年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 ○「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。 ○「全体評価」では、項目別評価の結果

評価委 名称	岐阜県地方独立行政法人 評価委員会	地方独立行政法人山梨県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人長野県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人静岡県立病院機構 評価委員会	秋田県地方独立行政法人 評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会 (高齢者医療・研究分科会)	大阪府地方独立行政法人 評価委員会																																								
							等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。																																								
項目別 評価 (自己 評価)	<p>(1) 項目別評価 ア 業務実績報告 法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成22年岐阜県規則第47号)第6条に規定する業務実績報告書に、中期計画の大項目(「料金に関する事項」を除く。)に属する中期計画の小項目ごとの年度計画の実施状況を記載するとともに、当該大項目ごとの年度計画の実施状況全体について総括的に記載し、評価委員会へ提出する。</p> <p>イ 法人による自己評価 法人は、実績報告を行う小項目のうち中期目標に対応する中期計画の大項目(次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。)に属するものについては、実績報告と併せて、年度計画の実施状況について、次の4段階により自己評価を行う。</p> <p>①「1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組」 ②「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」 ③「3 予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画」 ④「8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」(職員の就労環境の向上、県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項、医療機器・施設整備に関する事項、法人が負担する債務の償還に関する事項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>説明</th> <th>判断の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV</td> <td>年度計画を上回っている</td> <td>計画の実施状況が100%超</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>おおむね年度計画どおり実施している</td> <td>計画の実施状況が90%超100%以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>年度計画を下回っている</td> <td>計画の実施状況が60%超90%以下</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>年度計画を大幅に下回っている</td> <td>計画の実施状況が60%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが(地方独立行政法人法第28条第2項)、中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行うものとする。</p>	段階	説明	判断の目安	IV	年度計画を上回っている	計画の実施状況が100%超	III	おおむね年度計画どおり実施している	計画の実施状況が90%超100%以下	II	年度計画を下回っている	計画の実施状況が60%超90%以下	I	年度計画を大幅に下回っている	計画の実施状況が60%以下	<p>(1) 業務実績報告 法人の業務実績は、別に定める様式により、年度計画に記載されている項目ごとの実施状況や過年度実績との比較、特色ある取組や様々な工夫、業務改善に向けた取組や今後の課題等を記載する。</p> <p>(2) 項目別評価 項目別評価は、まず、法人が業務実績を踏まえて評価を行い(以下「法人の自己評価」という。)、これを踏まえて、評価委員会が評価を行う。</p> <p>① 法人の自己評価 法人は、業務実績の進捗状況や成果等を総合的に勘案して、自己点検及び検証を行い、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行い、自己評価を業務実績報告書に記載する。 &lt;別表：評価基準&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>当該事業</td> </tr> </tbody> </table>	評価	説明	S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている	A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている	B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である	C	当該事業	<p>(1) 業務の実績報告 機構は、次に掲げる事項を記載した各事業年度における業務の実績に関する報告書(別紙様式)(以下「業務実績報告書」という。)を、評価委員会に提出するものとする。</p> <p>ア 機構の概要</p> <p>イ 業務の実績</p> <p>(7) 全般的実績 機構全体及び病院、介護老人保健施設ごとに、総括、業務実績の概要及び特記事項等を記載すること。</p> <p>(4) 項目別実績 中期計画の項目別に実績を記載し、自己評価を行うものにあつては以下の区分及びその説明を記載すること。</p> <p>A 年度計画に対し十分に取組み、成果も得られている。 B 年度計画に対し十分に取組んでいる。 C 年度計画に対する取組は十分ではない。</p>	<p>4 評価方法</p> <p>(1) 業務の実績報告 機構は、業務の実績等を業務実績報告書(様式1)により記載し、評価委員会に提出する。 業務実績報告書は、機構の概要及び当該事業年度の業務実績を記載することとし、当該事業年度の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。</p> <p>ア 対象期間 評価の対象となる当該事業年度の期間を記載する。</p> <p>イ 業務実績全般 機構及び各病院の業務全般における当該事業年度の実績について、総括して記載する。</p> <p>ウ 項目別実績 中期計画等を実施するための「手段」を明らかにするとともに、その「手段」を実施する具体的な取組を「行動計画」として記載する。 また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>計画に対し十分に取組み、成果も得られている。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>計画に対し十分に取組んでいる。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>計画に対する取組みは十分ではない。</td> </tr> </tbody> </table>	A	計画に対し十分に取組み、成果も得られている。	B	計画に対し十分に取組んでいる。	C	計画に対する取組みは十分ではない。	<p>(1) 業務実績報告 業務実績報告書は、高齢者医療・研究分科会(以下「分科会」という。)が別に指定する様式等に基づき、おおむね以下のとおり作成する。 法人は、年度計画に記載されている項目ごとに自己点検及び検証を行い、業務実績を記載する。 また当該項目の達成状況を分科会が別に指定する評価項目ごとに別表に掲げる評語で自己評価し、業務実績報告書を作成する。なお、以下に掲げる事項を特記事項として記載すること。 &lt;特記事項&gt; ① 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み、課題 ② 特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み ③ 遅滞が生じている取組みやその理由 ④ 過年度の実績との数値による比較(数値による比較が可能なもの) ⑤ その他、法人が積極的に実施した取組み等</p> <p>【別表】項目別評価の評語</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>評語説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>年度計画を大幅に上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・実績・成果が卓越した水準にある ・都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>年度計画を上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S評定には該当しない項目</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>年度計画を概ね順調に実施している 年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>年度計画を十分に 実績・成果が計画を下回っている項</td> </tr> </tbody> </table>	評語	評語説明	S	年度計画を大幅に上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・実績・成果が卓越した水準にある ・都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている	A	年度計画を上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S評定には該当しない項目	B	年度計画を概ね順調に実施している 年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目	C	年度計画を十分に 実績・成果が計画を下回っている項	<p>4. 項目別評価の具体的方法 ○項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>(1) 法人による自己評価 ○法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行わない、業務実績報告書を作成する。 ○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>○自己評価の区分は次のとおりとする。 V・・・年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合) IV・・・年度計画を上回って実施している III・・・年度計画を順調に実施している II・・・年度計画を十分に実施できていない I・・・年度計画を大幅に下回っている ○業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組み、法人運営を円滑にすすめるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>
段階	説明	判断の目安																																													
IV	年度計画を上回っている	計画の実施状況が100%超																																													
III	おおむね年度計画どおり実施している	計画の実施状況が90%超100%以下																																													
II	年度計画を下回っている	計画の実施状況が60%超90%以下																																													
I	年度計画を大幅に下回っている	計画の実施状況が60%以下																																													
評価	説明																																														
S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている																																														
A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている																																														
B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である																																														
C	当該事業																																														
A	計画に対し十分に取組み、成果も得られている。																																														
B	計画に対し十分に取組んでいる。																																														
C	計画に対する取組みは十分ではない。																																														
評語	評語説明																																														
S	年度計画を大幅に上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・実績・成果が卓越した水準にある ・都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている																																														
A	年度計画を上回って実施している 計画を上回る実績・成果をあげている項目で、S評定には該当しない項目																																														
B	年度計画を概ね順調に実施している 年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目																																														
C	年度計画を十分に 実績・成果が計画を下回っている項																																														

評価委 名称	岐阜県地方独立行政法人 評価委員会	地方独立行政法人山梨県立病院機構 評価委員会		地方独立行政法人長野県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人静岡県立病院機構 評価委員会	秋田県地方独立行政法人 評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会 (高齢者医療・研究分科会)	大阪府地方独立行政法人 評価委員会						
	<p>また、年度計画の実施状況に係る特記事項として、自己評価対象大項目ごとに、次に掲げる事項を業務実績報告書の特記事項欄に自由に記載することができる。</p> <p>(7) 法人化のメリットを活かし、業務運営の活性化等を目指した、財務、組織、人事等の面での特色ある取組</p> <p>(イ) 法人の置かれた状況を踏まえた、業務運営を円滑に進めるための様々な工夫</p> <p>(ロ) 前事業年度までの評価結果を踏まえた、改善に向けた取組</p> <p>(ハ) 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況</p> <p>(ニ) 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は支障が生じるおそれがある場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）</p> <p>(ホ) その他法人が報告すべきと判断した事項</p>	<p>年度における中期計画の実施状況が劣っている</p>	<p>計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合</p>				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2125 149 2175 212"></td> <td data-bbox="2175 149 2297 212">実施できていない</td> <td data-bbox="2297 149 2510 212">目で、D評価には該当しない項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2125 212 2175 764">D</td> <td data-bbox="2175 212 2297 764">業務の大幅な見直し、改善が必要である</td> <td data-bbox="2297 212 2510 764"> <p>実績・成果が計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている</li> <li>・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある</li> <li>・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている</li> </ul> </td> </tr> </table>		実施できていない	目で、D評価には該当しない項目	D	業務の大幅な見直し、改善が必要である	<p>実績・成果が計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている</li> <li>・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある</li> <li>・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている</li> </ul>	
	実施できていない	目で、D評価には該当しない項目												
D	業務の大幅な見直し、改善が必要である	<p>実績・成果が計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている</li> <li>・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある</li> <li>・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている</li> </ul>												
項目別 評価 委員会 による 検証)	<p>ウ 評価委員会による検証・確認</p> <p>(7) 検証（自己評価対象大項目に属する項目） 評価委員会は、自己評価対象大項目に属するものについて、「中期目標の達成に向けた中期計画が、各事業年度において順調に進捗しているかどうか」との観点から、中期計画の小項目ごとに、年度計画の実施状況について、法人による自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の検証結果が異なる場合は、その理由等を示す。</p> <p>また、小項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。</p> <p>(イ) 確認（自己評価対象大項目に属するもの以外の項目） 評価委員会は、自己評価対象大項目に属するもの以外の大項目について、業務実績報告書に記載された年度計画の実施状況等を確認し、総合的な評定を行う上での参考事項とする。</p>	<p>(2) 項目別評価 項目別評価は、まず、法人が業務実績を踏まえて評価を行い（以下「法人の自己評価」という。）、これを踏まえて、評価委員会が評価を行う。</p> <p>② 評価委員会の項目別評価 評価委員会は、業務実績報告書の内容と法人の自己評価結果を調査及び分析し、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って5段階評価を行うとともに、特筆すべき点や遅れている点があればコメントを付す。</p> <p>&lt;別表：評価基準&gt; →上記</p>	<p>【小項目評価は実施せず】</p> <p>(2) 年度評価の方法 イ 評価 (イ) 大項目別の状況 調査及び分析の結果を踏まえ、中期計画の「第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中期計画の達成に向けた業務の実施状況を記述するとともに、特に評価できる点及び課題となる点を記述する。</p> <p>(ロ) 病院、介護老人保健施設別の状況 病院、介護老人保健施設別にその特性に配慮しつつ、特に評価できる点、課題となる点等の重要事項について記述する。</p>		<p>項目別評価 項目別評価は、様式1「地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する項目別調書」に基づき、中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容を総合的に勘案して実施する。</p> <p>なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策医療を担う医療機関として、また県内における中心的かつ指導的な医療機関として果たしている役割を積極的に評価する。</li> <li>・自立性、機動性、透明性が高く、効率的な病院経営がなされていることを積極的に評価する。</li> <li>・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</li> <li>・中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。</li> </ul> <p>3 項目別評価の基準 原則として、以下の5段階で評価する。 S：特に優れた実績を上げている。（評価委員会が特に認める場合） A：年度計画どおり実施している。（達成度が100%以上と認められるもの） B：概ね年度計画を実施している。（達成度が80%以上100%未満と認められるもの） C：年度計画を十分には達成できていない。（達成度が80%未満と認められるもの）</p>	<p>(2) 項目別評価 ①業務実績の検証 項目別評価を実施するに当たって、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人からのヒアリングを実施し、検証を行う。</p> <p>検証に当たっては、年度計画に記載されている各項目の事業の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め、総合的に行う。</p> <p>②業務実績の評価 業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況・成果を評価項目ごとに別表に掲げる評語により評価する。また、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。</p> <p>なお、研究に関する評価は、研究テーマの設定内容、研究成果の社会への還元状況、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・マクロ的な視点から評価を行う。また、個別研究内容に関する評価については、法人が実施する研究評価（外部・内部評価）の結果も考慮する。</p>	<p>4. 項目別評価の具体的方法 ○項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>(2)評価委員会による小項目評価 ○評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>○評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。</p> <p>○評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p> <p>(3)評価委員会による大項目評価 ○評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。</p> <p>○評価の区分は次のとおりとする。 S・・・「特筆すべき進捗状況」（特に認める場合） A・・・「計画どおり」（すべての項目がⅢ～Ⅴ） B・・・「おおむね計画どおり」（Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上） C・・・「やや遅れている」（Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満）</p>							

評価委 名称	岐阜県地方独立行政法人 評価委員会	地方独立行政法人山梨県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人長野県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人静岡県立病院機構 評価委員会	秋田県地方独立行政法人 評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会 (高齢者医療・研究分科会)	大阪府地方独立行政法人 評価委員会												
					もの) D:業務の大幅な改善が必要である。(評 価委員会が特に認める場合)  ・定量的な評価指標が設定されている場 合は、上記基準により評価することを基 本とする。 ・定性的な評価指標が設定されている場 合は、上記基準に基づき、委員の協議に より評価する。 ・評価の最小単位以外の評価項目につ いては、上記基準に基づき、委員の協議 により評価する。		D・・・「重大な改善事項あり」(特に認 める場合) ○小項目評価の結果を考慮するにあた っては、小項目ごとに付けられたウェ イトを踏まえることとする。なお、ウェ イトについては、法人が各項目の重要性 を勘案してあらかじめ設定することと する。												
全体評 価	(2) 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏ま え、当該事業年度における中期計画の実 施状況全体について、次の5段階により 総合的な評定を行うとともに、記述式で 総合的な評価を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>中期目標の達成に向けて特筆す べき進捗状況にある (特記事項の内容等も勘案して 評価委員会が特に認める場合)</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>中期目標の達成に向けて順調に 進んでいる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>中期目標の達成に向けておおむ ね順調に進んでいる</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中期目標の達成のためにはやや 遅れている</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>中期目標の達成のためには重大 な遅れがある</td> </tr> </tbody> </table>	段 階	説明	S	中期目標の達成に向けて特筆す べき進捗状況にある (特記事項の内容等も勘案して 評価委員会が特に認める場合)	A	中期目標の達成に向けて順調に 進んでいる	B	中期目標の達成に向けておおむ ね順調に進んでいる	C	中期目標の達成のためにはやや 遅れている	D	中期目標の達成のためには重大 な遅れがある	(3) 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏ま え、次の観点から、中期計画の達成状況 等を総合的に判断し、記述式で評価す る。 <観点> ①総評 ②県民に提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項 ・医療の提供 ・医療に関する調査研究 ・医療に関する技術者の研修 ・医療に関する地域への支援 ・災害時における医療救護 ③法人の業務運営及び財務状況に関す る事項 ④その他業務運営に関する事項	(2) 年度評価の方法 ア 調査及び分析 中期計画の実施状況について、業務実績 報告書等に基づき機構理事等からの意 見聴取を行うことなどにより、調査及び 分析を行う。 イ 評価 (7) 総合評価 (4)及び(7)並びに2の(1)のイの (7)の総括等を踏まえ、中期計画 の実施状況を評価する。	(2) 法第28条に基づく年度評価 年度評価は、機構から提出された業務実 績報告書を基に、当該事業年度における 中期計画の実施状況の調査及び分析を し、業務の実績の全体について総合的な 評定をして行うものとする。	全体評価 全体評価は、様式2「地方独立行政法人 秋田県立病院機構の業務の実績に関す る全体評価調書」に基づき実施すること とし、項目別評価結果を踏まえ、業務の 実施状況、財務状況、法人のマネジメン トの観点から、法人の活動全体について 定性的に評価する。	(3) 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期 計画の進行状況全体について、以下の観 点により記載例を参考に、記述式で評価 する。 評価に当たっては、中期計画の達成度、 事業活動による成果の状況、業務運営・ 財務面を含めた法人の業務全体の状況 について、法人の設立目的に照らし総合 的な視点から判断するものとする。ま た、中期計画に掲げられている事項以外 で特記すべき法人の自主的な取組みが あれば、当該事項も含めて総合的に評価 する。 <観点> ① 総評 ② 都民に提供するサービス及びその 他の業務の質の向上に関する事項 ・高齢者の特性に配慮した医療の提供 ・高齢者医療・介護を支える研究の推進 ・人材の確保、人材育成 ③ 法人の業務運営及び財務状況に関す る事項 ④ その他(中期目標・中期計画の達成 に向けた課題、法人への要望など) <記載例> ○～特筆すべき業務の進捗状況にある ○～優れた業務の進捗状況にある ○～概ね着実な業務の進捗状況にある ○～業務の進捗状況に遅れが見られる ○～業務の進捗状況に大幅な遅れが見 られ業務の改善が必要	5. 全体評価の具体的方法 ○評価委員会において、項目別評価の結 果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全 体的な進捗状況について、記述式による 評価を行う。 ○全体評価においては、法人化を契機と した病院改革の取り組み(法人運営にお ける自律性・機動性の発揮、財務内容の 改善、病院運営の透明性の向上、5病院 の連携など)を積極的に評価することと する。
段 階	説明																		
S	中期目標の達成に向けて特筆す べき進捗状況にある (特記事項の内容等も勘案して 評価委員会が特に認める場合)																		
A	中期目標の達成に向けて順調に 進んでいる																		
B	中期目標の達成に向けておおむ ね順調に進んでいる																		
C	中期目標の達成のためにはやや 遅れている																		
D	中期目標の達成のためには重大 な遅れがある																		
年度評 価のスケ ジュール	4 事業年度評価のスケジュール <table border="1"> <tbody> <tr> <td>6月30日</td> <td>業務実績報告書の提出期限</td> </tr> <tr> <td>7月上旬～7月中旬</td> <td>評価委員会の開催 ・業務実績報告書の説明及 び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・ 分析(検証)</td> </tr> <tr> <td>8月上旬～8月中旬</td> <td>評価委員会の開催 ・評価結果(案)の決定</td> </tr> <tr> <td>8月中旬～8月下旬</td> <td>評価結果(案)に対する法 人からの意見申出 評価結果の決定及び法人へ の通知</td> </tr> </tbody> </table>	6月30日	業務実績報告書の提出期限	7月上旬～7月中旬	評価委員会の開催 ・業務実績報告書の説明及 び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・ 分析(検証)	8月上旬～8月中旬	評価委員会の開催 ・評価結果(案)の決定	8月中旬～8月下旬	評価結果(案)に対する法 人からの意見申出 評価結果の決定及び法人へ の通知	3. 評価の進め方 (1) 報告書の提出【6月末】 法人は、各事業年度終了後3ヶ月以内 に、自己評価を含む当該期間における業 務の実績を明らかにした報告書を評価 委員会に提出する。 (2) 評価の実施【7月～8月】 評価委員会は、提出された報告書をもと に、法人からのヒアリング等を踏まえて 業務実績の調査及び分析を行い、審議を 通じて、項目別評価及び全体評価の結果 を取りまとめ、評価結果(案)を作成す る。 (3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果(案)を法人に示	3 評価の時期 年度評価は、法令等に基づき、事業年度 終了後に行うこととする。 また、次事業年度の機構の業務運営に反 映させるために、暫定評価を当該事業年 度途中に行うこととする。		3 評価結果の決定 評価結果の決定は、以下のとおり行う。 (1) 分科会での審議を通じて、項目別評 価及び全体評価結果をとりまとめ、評価 結果(案)を作成する。 (2) 評価結果(案)を法人に示すととも に、評価結果(案)に対する意見の申し 出の機会を法人に付与する。 (3) 評価結果の決定は、法人からの意見 の申し出を踏まえて行うものとし、分科 会において評価結果を決定し、同分科会 の議決をもって東京都地方独立行政法 人評価委員会の決定とする。 (4) 評価結果を法人に通知するととも に、事業年度評価を知事に報告する。	6. 年度評価の具体的な進め方とスケジ ュール ○法人において、業務実績報告書を作成 し、評価委員会に提出する。(業務実績 報告書の作成にあたっては、別紙様式を 参照。)【6月末まで】 ○評価委員会病院部において、法人か らのヒアリング等により業務実績報告 書の調査・分析を行い、年度評価の作業 を行う。【7～8月】 ○評価委員会病院部における審議を 通じて評価(案)をとりまとめる。 ○評価(案)について法人に意見申し立 て機会を付与する。 ○評価委員会において評価を決定した					
6月30日	業務実績報告書の提出期限																		
7月上旬～7月中旬	評価委員会の開催 ・業務実績報告書の説明及 び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・ 分析(検証)																		
8月上旬～8月中旬	評価委員会の開催 ・評価結果(案)の決定																		
8月中旬～8月下旬	評価結果(案)に対する法 人からの意見申出 評価結果の決定及び法人へ の通知																		

評価委 名称	岐阜県地方独立行政法人 評価委員会	地方独立行政法人山梨県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人長野県立病院機構 評価委員会	地方独立行政法人静岡県立病院機構 評価委員会	秋田県地方独立行政法人 評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会 (高齢者医療・研究分科会)	大阪府地方独立行政法人 評価委員会																		
	通知事項の知事への報告及び公表	すとともに、評価結果(案)に対する意見申立ての機会を法人に付与する。 (4)評価結果の決定【8月末】 評価委員会は、法人からの意見を踏まえて、評価結果を決定する。 (5)評価結果の通知及び報告並びに公表【9月】 評価委員会は、評価結果を決定後、その結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。				4 評価業務スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>時期</th> <th>業務内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度終了</td> <td>3月末</td> <td>○年度事業の終了(法人)</td> </tr> <tr> <td>評価準備</td> <td>4月～6月</td> <td>○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等</td> </tr> <tr> <td>実績報告</td> <td>6月</td> <td>○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>6月～8月</td> <td>○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会の付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定</td> </tr> <tr> <td>報告・公表</td> <td>9月</td> <td>○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告)及び公表</td> </tr> </tbody> </table>	事項	時期	業務内容等	年度終了	3月末	○年度事業の終了(法人)	評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等	実績報告	6月	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出)	評価	6月～8月	○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会の付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定	報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告)及び公表	後、知事に報告する。【9月】
事項	時期	業務内容等																							
年度終了	3月末	○年度事業の終了(法人)																							
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現地視察等																							
実績報告	6月	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出)																							
評価	6月～8月	○業務実績・財務諸表等の検証(法人からのヒアリング) ○評価結果(案)作成 ○法人からの意見申出の機会の付与 ○評価結果(最終案)作成 ○評価結果の決定																							
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告)及び公表																							
暫定評価	【暫定評価は実施しない】			(3) 暫定評価 次事業年度の機構の業務運営に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。																					
法人への勧告	5 法人への勧告 評価委員会は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、地方独立行政法人法第28条第3項の規定による業務運営の改善その他の勧告をするものとする。			5 通知 評価委員会は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。 また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。																					
報告及び公表	【記載しない】			6 報告及び公表 評価委員会は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項(勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容)を知事に報告するとともに、公表するものとする。																					
要領の見直し	6 その他 この要領は、法人を取り巻く諸事情や事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行うものとする。	4. その他 この基準は、必要に応じて、評価委員会で協議し、改正することができる。		7 その他 本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。	4 その他 本基準は、必要に応じて、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。	5 その他 本評価方針及び評価方法については、業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じて、分科会の決定を経て、改正することができるものとする。																			